

# 第1部

## 特集

※第1部は、原則として令和2年度までの動き及び統計資料に基づく記述になっていますが、一部令和3年6月頃までの動き及び統計資料に基づく記述になっています。



## 特集

## 1

## 新型コロナウイルス感染症禍における文部科学省の取組

新型コロナウイルス感染症については、我が国において令和2年1月15日に最初の感染者が確認され、3年5月上旬現在、60万人を超える感染者、1万人を超える死者が確認されており、多大なる被害を及ぼしてきましたが、政府としては、社会経済活動と感染拡大防止の両立に向けた取組を進めてきました。その中でも特に、文部科学省が担う教育や科学技術イノベーション、スポーツ及び文化芸術の振興は、我が国の未来を切り拓く取組の中核であり、このコロナ禍においても、決して歩みを止めることが許されないものです。

こうした決意の下、安全な環境において子供たちの学びをしっかりと保障することで子供たちが自らの夢を実現することができるようにし、同時に、新型コロナウイルス及び将来の感染症対策に貢献する研究開発を加速して、研究者への支援を行うとともに、甚大な影響を受けているスポーツ・文化芸術活動を支援するため、文部科学省としては以下のような対応を行ってきました。

## 1 教育関係の対応について

### (1) 学校における感染症対策及び児童生徒の学びの保障について

令和2年2月28日に、文部科学省から各学校の設置者へ臨時休業の実施を要請し、多くの学校において、臨時休業の措置がとられました。臨時休業措置は、子供たちや各家庭において学校がどれだけ大きな存在であったのかということを改めて浮き彫りにする機会となり、学校は学習機会と学力を保障するという役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や、人と安全・安心につながるができる居場所・セーフティネットとして身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割をも担っていることが再認識されました。こうしたことも踏まえ、文部科学省としては、感染症対策を徹底しつつ、最大限子供たちの健やかな学びを保障するため、様々な施策を行ってきました。

例えば、学校の衛生管理の観点から、児童生徒等の感染リスクを低減するための取組に資するよう、令和2年5月に「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を作成し、その後も最新の知見を踏まえ、随時改訂し、周知してきました。同年6月には「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」を作成するとともに、児童生徒の「学びの保障」に関する基本的な考え方と支援策について、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージ」としてまとめ、各学校における時間割編成の工夫や長期休業期間の見直し、授業における学習活動の重点化等の工夫により指導を充実していただくことなどをお願いしました（[図表1-1-1](#)）。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期に渡り、児童生徒が様々なストレスや課題を抱える中、児童生徒の心理面や家庭環境への影響に対し、しっかりと対応する必要があると考えており、児童生徒の心のケアや福祉的な支援の充実に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの追加配置のための支援を行うとともに、養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うこと、24時間子供SOSダイヤルなど相談窓口を周知することなど児童生徒の心のケア等に十分に配慮するよう、学校現場に示してきています。

新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見の防止については、令和2年5月に、差別

や偏見を防止するための指導等に取り組むことなど、教育活動の再開等に当たり児童生徒への生徒指導にあたって留意していただきたい事項について周知しましたが、その後も同年8月に文部科学大臣メッセージを発表するほか、10月には啓発動画等を作成しました。

修学旅行については、その教育的意義や児童生徒の心情等を考慮し、適切な感染防止策を十分に講じた上で、その実施方法の適切な変更・工夫を含め実施に向け配慮いただくようお願いしました。

高校入試については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの中学校等で臨時休業が実施されたことを踏まえ、受検生が安心して臨めるよう、実施者である都道府県教育委員会等に対し、地域における中学校等の臨時休業の実施等による学習状況を踏まえ、出題範囲や内容、方法について、実施者の判断で必要に応じた適切な工夫を講じるなどの配慮を依頼しました。また、試験会場等の感染症対策や追検査等による受検機会の確保なども依頼し、各実施者において、これらの措置を講じた上で、試験が実施されました。

高校生の就職活動については、学校の臨時休業が行われたことにより、十分な就職準備期間が取れなくなったこともあり、厚生労働省等関係機関と調整のうえ、採用選考開始期日を令和2年9月から10月へと1か月後ろ倒しを行い、高校生が自信をもって就職活動に取り組めるよう取り計らいました。

学校における感染症対策や教育活動の充実のため、必要な情報の周知等の実施に加え、スクール・サポート・スタッフ等の人的な支援、消毒液など保健衛生用品の整備等の物的な支援、空調設備やトイレ改修等の衛生環境改善に必要な予算措置を講じるほか、「GIGAスクール構想」の開始時期を令和3年4月に大幅に前倒しし、児童生徒1人1台端末環境の整備等を進めるなどしてきたところですが、日々、感染症対策に配慮した工夫や取組を行っていただいている学校現場を支え、子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう、文部科学省としても、引き続き、必要な助言や支援を行ってまいります。

図表 1-1-1 新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージ

新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージ

あらゆる手段で、子供たち誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障

感染症対策を徹底しながら、まずはしっかりと学校での学習を充実

最終学年（小6・中3・高3）は優先的な分散登校等も活用し、学習を取り戻す

他の学年は、2～3年間を見通した教育課程編成も検討し、着実に学習保障

◆授業を協働学習など学校でしかできない学習活動に重点化し、限られた授業時数の中で効果的に指導

個人でも実施可能な学習活動等は授業以外の場で実施。

※教科書発行者の協力により、学習活動の重点化等に関する参考資料を「子供の学び応援サイト」に掲載

◆最終学年以外については、指導事項の一部を次年度以降に移す特例的対応を可能に

◆人的・物的体制の緊急整備（令和2年度第2次補正予算に計上）

教員加配（3,100人）、学習指導員（61,200人）、スクール・サポート・スタッフ（20,600人）の追加配置。

※退職教員や大学生等に協力いただくための学校・子供応援サポーター人材バンク開設

感染症対策や学習保障のために迅速かつ柔軟に活用できる経費を1校当たり100～500万円支援。

※感染状況や学校規模等に応じて配分

◆ICT活用によるオンライン学習の確立

端末、モバイルルータ等を特に家庭でICT環境を整備できない子供向けに優先配置。秋以降、第二波に備えて優先すべき地域の学校でオンライン学習が可能に。

※全国での学校現場サポート体制等を通じて、教職員向け研修やオンライントレーニングを提供

※今後、学習履歴の活用などを含めた、個別最適化された学びの実現についても検討していく

「子供の学び応援サイト」を通じた動画・教材の提供



図表 1-1-2 新型コロナウイルス感染症に関する主な情報発信（初等中等教育関係）

通知・事務連絡名等	日付	内容
令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）	令和2年3月24日	学校教育活動再開に向けての留意事項を整理した「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」、臨時休業を行う際の考え方を整理した「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」などを周知。
中学校等の臨時休業の実施等を踏まえた令和3年度高等学校入学者選抜等における配慮事項について（通知）	令和2年5月13日	新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの中学校等で臨時休業が実施されていることを踏まえ、令和3年度高等学校入学者選抜等の実施に当たり、配慮していただきたい事項を依頼。
学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～について（事務連絡）	令和2年5月22日	学校の衛生管理の観点から、児童生徒等の感染リスクを低減するための取組に関する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を周知。（以後、随時改訂。）
新型コロナ感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）	令和2年5月27日	教育活動の再開等に当たり、感染防止対策を徹底した上で、児童生徒に対する生徒指導について留意いただきたい事項についてまとめ、各都道府県教育委員会等に周知。
新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージについて（通知）	令和2年6月5日	○「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」（令和2年3月24日付け文部科学事務次官通知）等の通知で示してきた内容を「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」として整理し、周知。（令和3年2月19日付け改訂。） ○「新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージ」として、新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」について基本的な考え方をまとめるとともに、子供たちの学びを支えるための文部科学省としての支援策をまとめ、周知。
令和3年度3月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等の変更について（通知）	令和2年6月11日	新規高等学校卒業者の就職に係る選考開始期日を9月16日から10月16日へと一月後ろ倒しすることについて周知。
令和3年度高等学校入学者選抜等の実施に当たっての留意事項について（事務連絡）	令和2年6月22日	高等学校入学者選抜等における、試験会場等での感染症対策や追検査等による受験機会の確保等について周知。
新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けた文部科学大臣メッセージ	令和2年8月25日	児童生徒等、学校関係者、保護者等に向けて、新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けた文部科学大臣メッセージを発信。
修学旅行等の実施に向けた最大限の配慮について（事務連絡）	令和2年10月2日	感染の拡大防止策を適切に講じた上での修学旅行の実施に向けた改めての検討、延期する場合における3月末日までの実施の検討など、最大限の配慮を要請。
令和3年度高等学校入学者選抜等における無症状の濃厚接触者の取扱いについて（事務連絡）	令和2年10月30日	高等学校入学者選抜等において、無症状の濃厚接触者について、一定の要件を満たした上で、試験会場において必要な感染症対策を講じれば受験を認めることを周知。
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（通知）	令和3年1月8日	4都県に緊急事態宣言が発令されたことを受け、感染症対策等について周知。（以後、緊急事態宣言の対象となる区域の変更等が生じるとともに周知。）
感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）	令和3年2月19日	感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導の基本的な考え方をまとめ、自宅等における学習の取扱いや指導要録上の取扱いについて示すとともに、平常時から非常時への備えが重要であること等を周知。

## （2）大学等における対応について

### ① 学生の修学機会の確保について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、大学や高等専門学校（以下、「大学等」という。）においては、オンライン授業の取組が大きく広がりました。オンライン授業には、時間や場所の制約がないなどのメリットがあるため、文部科学省としてはデジタルを活用した教育手法の具体化とその成果の普及を図るための環境整備を支援するなどの施策を行ってきました。さらに、制度の面では、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、止むを得ず面接授業の代わりに行った遠隔授業を面接授業として取り扱う特例措置や、面接授業の一部を遠隔授業によって実施する場合の単位の取扱いを明確化し、周知するなどの対応を行ってきました。

他方で、大学等の教育においては、学生同士や学生と教職員の人的な交流も重要な要素で

あり、対面での授業を受けたいという学生の希望をしっかりと受け止める必要があるため、文部科学省としては、全ての授業をオンラインとするのではなく、各大学等において感染拡大の防止策を十分に講じた上で、対面による授業の機会を設けることを積極的に検討いただくよう促すとともに、各大学等における優れた取組例も周知してきました。

引き続き、学生に不利益が生じないように、各大学等の取組をしっかりと支援していきます。



フィルム付きのパーテーションを用いる工夫の上、音楽大学において対面授業を実施している様子  
(写真提供：エリザベト音楽大学)

### ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けている学生等への支援

文部科学省では、新型コロナウイルス感染症により経済的な影響を受けている学生等への緊急対応措置として、令和2年5月に経済的に困難な学生等が活用可能な支援策を取りまとめ、その後も継続的に支援を行っています<sup>\*1</sup>。具体的には、令和2年4月から始まった高等教育の修学支援新制度の着実な実施に加えて、家計が急変した世帯に対する新制度及び貸与型奨学金による随時の支援や、各大学等における授業料の減免措置の支援等に取り組んできました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、学生等が様々な不安を抱えやすい状況にあることから、各大学等に対し、相談体制の整備や専門家との連携等により、学生等の悩みや不安に寄り添ったきめ細かな対応をいただくようお願いしております。就職活動についても、経済団体等に対して新卒者等の積極的な採用活動を進めていただくよう要請するとともに、各大学等に対して就職活動に資する求人情報の提供や就職相談など、きめ細かな就職支援に万全を尽くしていただくようお願いしているところです。

こうした取組を通じ、今般の新型コロナウイルスの影響で学生等が進学・修学を断念するようなことがないように、引き続きしっかりと支援していきます。

### ③大学入試の実施について

令和3年度大学入学者選抜については、令和2年6月に策定した「令和3年度大学入学者選抜実施要項」において、総合型選抜の出願は、当初予定の9月1日から9月15日へ変更し、大学入学共通テストについては、本試験（1月16日・17日）の1週間後に実施予定だった追試験を2週間後（1月30・31日）とし、試験会場も本試験と同様に全国47都道府県に設置するとともに、臨時休業による学業の遅れにも対応できるように出願時から選択できる第2日程としました。あわせて、第2日程を選択した受験生が疾病等により受験できなかった場合でも、受験機会を失わないように、その2週間後（2月13・14日）に特例追試験を設けました。さらに、各大学に対し、総合型選抜や学校推薦型選抜について、オンラインによる面接等を取り入れた選抜を行うことや、個別学力検査については、追試験の設定や別日程への振替等の措置を講ずることを要請しており、約9割以上の国公私立大学が追試験などの配慮を行うこととなりました。

また、感染症の専門家の協力を得ながら、「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」を策定し、入学者選抜における感染症対策を行うことを各大学に要請するとともに、共通テストについては、大学入試センターに

<sup>\*1</sup> 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等への経済的支援一覧  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/benefit/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html)

において、感染予防対策を令和2年11月に策定し、それに基づき試験を実施することとしました。

その結果、感染症対策も含め、各試験はおおむね無事に終了しました。これら令和3年度入試の実施状況等を踏まえた上で、令和4年度大学入学者選抜においても、受験生が安心して試験に臨めるよう、引き続き高校・大学関係者等と協力しながら準備を進めていきます。

#### ④留学生への支援について

文部科学省としては、海外に渡航している日本人留学生に対し、感染症危険情報レベル等に関する注意喚起等の必要な情報の発信に努めているほか、経済的な支援を実施しています。

例えば、海外留学奨学金においては、これまでと異なり、留学中に感染症危険情報レベル2以上となった場合でも、本人が希望した場合は、留学先の個別の状況等を確認した上で支援対象とするなど、奨学金支給の柔軟化を図っているほか、水際対策強化の措置により、帰国後14日間の健康観察のためホテル等への滞在を求められるといった状況を踏まえ、日本人留学生の帰国時の経済的負担を軽減するため支援を行うなどの取組について、日本学生支援機構を通して行ってきました。

また、我が国で学ぶ外国人留学生についても「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」の対象に外国人留学生も含めるなどの経済的支援に加え、帰国困難な留学生については、就労可能な在留資格へ変更可能とすること等の弾力的な措置や、利用可能な各種支援制度について、大学等に対して学生・卒業生に幅広く周知するよう依頼するなど、様々な支援を行ってきました。

図表 1-1-3 新型コロナウイルス感染症に関する主な情報発信（高等教育関係）

通知・事務連絡名等	日付	内容
新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた2020年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動及び2019年度卒業・修了予定等の内定者への特段の配慮に関する要請について	令和2年3月13日	2020年度卒業・修了予定者等を対象とした就職・採用活動について、最大限柔軟に行うことや、2019年度卒業・修了予定等の既に内定を得ている学生の不安を解消していただくよう、特段の配慮をすることなどを経済団体等に周知。
令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）	令和2年3月24日	大学等の令和2年度における感染の拡大防止措置の実施や学事日程の編成等に際し、留意いただきたい事項につき周知。
新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する経済的支援等について（依頼）	令和2年4月30日	学納金の納付時期の猶予等の弾力的な取扱いや減免等のきめ細かな配慮を大学等に依頼するとともに、政府が実施する困難な状況におかれている学生等が利用可能な制度などを周知。（以後、累次にわたって各種支援制度等につき周知。）
大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて（周知）	令和2年6月5日	学内における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、持続的に教育研究活動に取り組む留意事項等を整理し、学校運営の指針を提示。
令和3年度大学入学者選抜実施要項について（通知）	令和2年6月19日	令和3年度大学入学者選抜に関する基本的事項を「令和3年度大学入学者選抜実施要項」、入学者選抜における感染症対策を「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」において整理し、周知。
本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について	令和2年7月27日	新型コロナウイルス感染症への対応のため、令和2年度後期や令和3年度の各授業科目の実施方法等に係る留意点について周知。
大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について（周知）	令和2年9月15日	各大学に対する調査の結果等も踏まえ、感染対策を講じた上での面接授業の実施が適切と判断されるものについては面接授業の実施を検討するよう要請するなど、本年度後期等の教育活動の遂行に当たって御配慮いただきたい事項や、考えられる工夫等について周知。（以後、内容をアップデートしつつ、同様の趣旨を累次にわたり周知。）
令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症予防対策等について（※独立行政法人大学入試センター理事長通知）	令和3年11月6日	上記「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」をもとに、大学入学共通テスト実施に当たって各大学が対応する内容を整理し、周知。
大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学習機会の確保について（周知）	令和2年12月23日	大学等において、新型コロナウイルス感染症が拡大する中での、学修機会の確保に向けて、授業等の実施に当たり配慮いただきたい事項や工夫について周知。
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた大学等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（周知）	令和3年1月8日	4都県に緊急事態宣言が発令されたことを受け、学内における感染対策の徹底など、緊急事態宣言の下において各大学等に御留意いただきたい事項等を整理し、周知。（以後、緊急事態宣言の対象となる区域の変更等が生じるたびに周知。）
新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた2021年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について	令和3年2月19日	2021年度卒業・修了予定者等を対象とした就職・採用活動について、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、学生等が安心して就職活動に取り組める環境を整えるため、今後の企業の採用活動に当たって、御留意いただきたい基本的事項を経済団体等に周知。
新型コロナウイルス感染症に関する日本人留学生及び外国人留学生等への情報提供及び学生の学修機会の確保について（依頼）	令和3年3月31日	最新の状況を踏まえ、日本人留学生及び外国人留学生への対応に関する留意点を取りまとめ、周知。
大学等における遠隔授業の取扱いについて（周知）	令和3年4月2日	大学等における遠隔授業の実施に当たり、60単位の上限への算入に関する考え方の明確化や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い特例的な措置として認められていた弾力的な運用について、今後、感染症や災害の発生時等の非常時においても同様に認められることについて周知。
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における同感染症への対応に関する留意事項等について（周知）	令和3年5月7日	令和3年4月以後に実施されているまん延防止等重点措置や緊急事態措置に関連して、感染対策の徹底と学生の学修機会の確保の両立に向けた取組を改めて要請。この中で、緊急事態措置等の対象区域において、自治体から、緊急的な時限措置として遠隔授業の活用が求められている場合には、当該要請も踏まえ、遠隔授業も適切に活用した学修者本位の授業の効果的な実施を行うなど、様々な工夫を講じて学生等の学修機会の確保するよう要請。

### （3）在外教育施設に関する対応について

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響を受け、現在でも、現地当局の指示等により、在外教育施設において児童生徒を通学させることができず、ICT等を活用したオンライン指導を行わざるを得ない状況が続く施設もあるなど、大きな影響が出ています。

文部科学省では、日本人学校や補習授業校への教師派遣を行っており、令和2年度に新規に派遣する教師については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ほとんどの教師が4月当初には国内待機となりましたが、6月以降、現地の防疫・医療体制が構築されてい



るなど、安心・安全に渡航できると考えられる国・地域から、順次派遣を行うことができました。

また、国内待機中の派遣教師が在外教育施設に関する業務を行った場合に支給される在勤基本手当等を新たに創設したほか、このコロナ禍において在外教育施設における児童生徒の学びを止めないようにするためにも、日本人学校の児童生徒や教師に対する1人1台のPCの配備、PC周辺のICT機器整備や感染症対策のための支援等を行ったところであり、引き続き非常時でも途切れることのない教育体制の強化を図っていきます。

#### (4) 国際的な取組等について

新型コロナウイルス感染症の全世界的な拡大を受け、世界各国において、コロナ禍における教育の在り方が議論されました。令和2年3月、ユネスコ主催で開催された「新型コロナウイルス感染症の流行と教育に関する第1回特別会合」及び9月のG20教育大臣会合に萩生田文部科学大臣が出席し、各国と子供たちの学びの保障のために協力する重要性を確認しました。

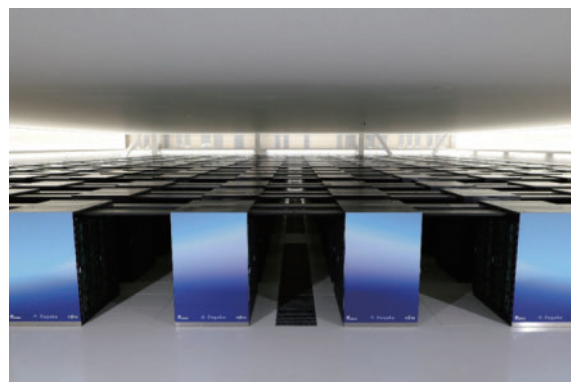
また、我が国の教育現場の取組について、英語パンフレットの配布やウェブサイトによる各国への情報提供を行っていることに加え、いわゆる外国人学校に対しては、やさしい日本語によるウェブサイトへの掲載、メールマガジンの送付を行う等情報発信も行っているところです。

## 2 科学技術関係の対応について

新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の事態の中、文部科学省においては、治療薬やワクチン、迅速診断法の基盤となる技術の早期確立を目指し、関係府省との連携の下、科研費や日本医療研究開発機構等による支援の充実を通じて研究開発を加速しました。また、スパコン「富岳」の前倒し利用による飛沫の飛散・換気シミュレーション等の研究開発にも緊急的に取り組んできました。こうした研究開発から、新型コロナウイルスに関する知見を蓄積・共有するとともに、迅速診断装置等が実用化に至るなどの成果が得られました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた研究者への支援については、競争的研究費制度における各種手続の期限延長や計画変更等についての柔軟な対応、研究施設のリモート化・スマート化の促進を通じた研究活動の停滞の解消、新型コロナウイルスに関連する遺伝子組換え実験に関する大臣確認手続の迅速な実施等を進め、研究現場の活動を支えてきました。

文部科学省としては、引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する研究開発を進めていくとともに、これに加え、将来発生し得る感染症の制御と共生に向けて、中長期的な視点からの基礎研究・学術研究の推進、異分野融合研究の推進、研究基盤の充実等についても積極的に取り組んでいきます。



スーパーコンピュータ「富岳」

## 3 スポーツ関係の対応について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、トップアスリートの強化活動、プロスポーツ、部活動の大会や多くの市民が参加する地域スポーツ活動等、様々なスポーツ活動の自粛が余儀なくされました。そのような中でも、スポーツは、心身の健康の保持増進に不可

欠であることはもとより、国民に誇りと喜び、夢と感動、勇気を与え、国をつなぐ価値を持つため、安全と安心の下に、スポーツを国民生活の中に取り戻し、さらには、スポーツの力で社会・経済を活性化し、新たな時代を切り拓いていくことが重要です。

心身の健康の保持増進の観点から、外出自粛による運動不足等から身体的及び精神的な健康を脅かす健康二次被害を防ぐことを目的とし、運動・スポーツの実施啓発リーフレットを作成しました。特に運動不足による筋力や認知機能の低下等が懸念される高齢者向けには、スポーツを通じて健康二次被害を防ぐためのガイドラインを作成しました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、様々なスポーツイベントが中止や延期等となりましたが、その再開に向けた経済的な支援として、全国規模のスポーツイベントの主催者に対し、会場での新型コロナウイルス感染症拡大防止対策、継続的な集客等のための広報、施設の確保、選手等の非感染状態確認のために必要な費用等を補助しました。

さらに、中学校及び高等学校の部活動においても、多くの全国大会が中止となる等、活動の自粛が余儀なくされる中、部活動に熱心に取り組む生徒が、安心して部活動を実施できるよう、活動に当たっての留意事項等を示すとともに、中止されたインターハイや甲子園等の全国大会の代替となる地方大会の開催に必要な経費を補助し、大会の優勝者に文部科学大臣特別賞を授与するなど、最終学年の生徒のための大会の開催について、関係団体と連携協力しながら支援を行ってきました。

また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により活動自粛を余儀なくされたスポーツ関係団体や個人事業主に対し、感染対策をとりつつ活動の再開・継続を行うために必要な経費を支援しました。

このように、スポーツ活動の再開に向けて、スポーツ庁、各スポーツ関係団体は、感染拡大予防のためのガイドラインを作成し、感染対策をしながら、競技や観戦を楽しむ方法、オンラインによる開催方法を取り入れるなど新たなスポーツの在り方を模索してきました。2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会<sup>\*2</sup>では、この中で得られた知見も活用し、選手だけでなく大会に関わる全ての人が安全・安心に参加できるように、関係省庁や関係団体等と連携し、大会の成功に向けて取組を進めています。

## 4 文化関係の対応について

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、文化芸術関係イベントの中止や開催方式の変更をはじめ、文化芸術活動は多大なる影響を受けてきましたが、この国難とも呼ぶべき現状であるからこそ、人々の心を癒し、勇気づける文化や芸術の力が必要です。文化庁としては、日本の文化芸術の灯を守り抜くため、文化芸術活動の自粛等を余儀なくされた方々に対して様々な支援を行ってきました。

経済的支援としては、政府全体として業種を問わず実施している事業継続や雇用維持に関する取組に加えて、文化施設の感染症予防対策や、文化芸術団体の収益力強化に対する取組への支援を行ったほか、文化芸術活動を行う個人事業者（フリーランスを含む）又は小規模団体に対して、活動の再開・継続に向けた積極的な取組等に必要な経費を支援する「文化芸術活動の継続支援事業」等に取り組んできました。また、イベントの自粛によって主催者に大きな損失が生じている状況を踏まえ、入場料等について観客等が払い戻し請求権を放棄した場合には、放棄した金額分を「寄附」とみなし、寄附金控除の対象とする特例を措置してきました。このほかにも、各団体が策定する文化施設における感染拡大予防ガイドラインの策定を支援するほか、累次にわたって周知を実施するなど、あらゆる手段で、文化事業の継

<sup>\*2</sup> 令和2年3月30日に、東京オリンピックは令和3年7月23日から8月8日に、東京パラリンピックは同年8月24日から9月5日に開催されることが決定されました。

続と雇用の維持を図ってきました。

また、令和2年7月31日から高知県で開催を予定していた第44回全国高等学校総合文化祭については、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、通常の方法による開催は断念したものの、生徒たちの発表の機会の確保やこれまでの活動成果を少しでも多くの方にご覧いただくとともに、記録に残せるよう、インターネットを活用した作品の発表や取組の紹介、演奏や実技の動画配信による開催方式に変更し、実施しました。

引き続き、文化芸術活動の再開・継続・発展に向けて、あらゆる手段を通じて取り組んでいきます。